

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令 和 7 年

子育て・若者支援特別委員会  
会議録

令和7年12月4日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

## 子育て・若者支援特別委員会会議録

1 開会年月日	令和7年12月4日（木）	
2 開会場所	議会第3会議室	
3 出席者	委員長 松村智成 (11人)	副委員長 木村佐知子 委員 大浦美鈴 委員 中澤史夫 委員(議長) 石川義弘 委員 中嶋恵 委員 高森喜美子
4 欠席者	委員 村上浩一郎 (1人)	
5 委員外議員	(0人)	
6 出席理事者	区長 副区長 副区長 教育長 区民部長 子育て・若者支援課長 (仮称) 北上野二丁目福祉施設整備担当課長 子ども家庭支援センター長 区民部副参事（児童相談所準備担当）	服部征夫 野村武治 梶靖彦 佐藤徳久 前田幹生 河野友和 海野和也 田畠俊典 (子ども家庭支援センター長 兼務)
	障害福祉課長 健康部長 台東保健所長 健康課長 保健サービス課長 教育委員会事務局次長 教育委員会事務局庶務課長 教育委員会事務局教育施設担当課長	井上健 水田涉子 (健康部長 兼務) 大網紀恵 塚田正和 佐々木洋人 山田安宏 中島伸也

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局児童保育課長	村 松 有 希
教育委員会事務局放課後対策担当課長	別 府 芳 隆
教育委員会事務局指導課長	宮 脇 隆

7 議会事務局	事務局長 鈴 木 慎 也
	事務局次長 櫻 井 敬 子
	議事調査係長 吉 田 裕 麻
	議会担当係長 女部田 孝 史
	書 記 藤 村 ちひろ

## 8 案件

### ◎審議調査事項

- 案件第1 第 86号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第2 第 87号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第3 第 88号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第4 第 95号議案 東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
- 案件第5 第 102号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第6 子育て及び若者支援について

### ◎理事者報告事項

#### 【区民部】

1. あずかりすくすくサポートの実施について  
.....資料1 子ども家庭支援センター長
2. 墨田区内都立児童相談所設置検討への対応について  
.....資料2 区民部副参事  
(児童相談所準備担当)

#### 【健康部】

1. コンビ株式会社との連携協定の締結について  
.....資料3 保健サービス課長

#### 【教育委員会】

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1. 乳児等通園支援事業の実施に向けた準備について  
.....資料4 児童保育課長
2. 柳橋二丁目における民設こどもクラブの開設について  
.....資料5 放課後対策担当課長
3. 放課後子供教室の実施時間延長校の拡大について  
.....資料6 放課後対策担当課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前10時00分開会

○委員長（松村智成） ただいまから、子育て・若者支援特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、私から申し上げます。

村上委員は、本日欠席との届出がありました。

○委員長 次に、区長から挨拶があります。

○服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願ひします。

○委員長 よろしくお願ひします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第86号議案、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

放課後対策担当課長。

○別府芳隆 放課後対策担当課長 それでは、第86号議案、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。本条例第12条において、「第33条の10各号」と引用している箇所を「第33条の10第1項各号」と改正いたします。

なお、条例で規定している内容自体に変更はございません。

表の下に記載の附則をご覧ください。本条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上です。本議案について、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 この児童福祉法の改正による条例の改正、一部改正、これ、これから86、87、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

88と3本あるので、ちょっとまとめて私、同じ趣旨なので、しかも全てに通じることなので、お伺いしたいというふうに思います。

まず、今度の児童福祉法の改正により、今回の条例改正を行うことになったわけですけれども、そもそも児童福祉法の改正というのがなぜ行われたのか、ここについてお伺いしたいと思います。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 お答えをいたします。

今回の条例改正に関連した児童福祉法の第33条の10に関わる部分でお答えをしますと、もともと児童養護施設等において既に職員による虐待等発生時の通報義務については仕組みが設けられているところでございます。虐待対応のその後です、虐待対応の強化を目的として、保育施設等での虐待通報義務の対象施設では事業の範囲を拡大するなどの取組が盛り込まれた改正であると認識しています。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 非常に重いというか、重要な問題なんですね。

今回の法改正による子供に関わる従事者の職員の虐待通報の義務ですけれども、いわゆる専ら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う等の支援を行う施設や事業って、こういうふうにあるんですけども、区内にこれは幾つそういう施設とか事業があるのかというのについて、それぞれの分野で違うと思うんですけど、これを教えていただきたいと。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 まず、放課後対策担当としての所管で、児童福祉法に基づいて今回の改正対象となる事業の数ですが、児童館が8館、それから、こどもクラブが28施設、計36か所でございます。また、17校で既に実施しております放課後子供教室についてですが、児童福祉法に基づく事業ではありませんが、他の施設と同様に、虐待通報の窓口を設置させていただいているところです。したがって、当担当では窓口が53事業ということになります。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ほかのところはどうなんですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 今回の法改正で対象施設として、保育所が追加をされております。保育所のうち改正法で所管行政庁が区とされている施設が、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、合わせて18ございます。所管行政庁は東京都となっているもので、認可保育所が47、認証7、認可外14、合わせて68施設がございます。

○委員長 ほかの所管は。

学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 こども園につきましてご答弁いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こども園につきましても所管行政庁は東京都でございますが、区内に5園ございます。

◆秋間洋 委員 そのほかには。

○委員長 そのほかはもうないですか。

指導課長。

○宮脇隆 指導課長 指導課としましては、幼稚園10園、そして、こども園、石浜こども園が1園ございます。以上です。

○委員長 ほかは大丈夫ですか。よければ、ほかはなければ。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 今回の児童福祉法の改正では、例えば母子施設等もなっているんだけれど、児童の対象はそうかもしれないですか、もともとが児童虐待防止というか、そういうものに目的であれば、これは新たな追加にはならないということあります。

ただ、今言っただけで幾つになるんだ、11、36、47、ちょうどこれで100か、168、173ですよね、今の暗算だから間違っているかもしれないけれど、173、大変な数の施設、事業が今回の対象になって、そこに従事する職員の数といったらすごいんじゃない、もう多分。この人たちに虐待通報の義務が課されたわけですよね、今回。

あともう一つ、今回の今は台東区の所管ですけれども、台東区内にある、ほかにも、昨日、私も例に出しましたけれども、認可外の保育施設ですね、企業主導型保育も含めて、これも幾つもあると思うんですが、まず、聞きたいのは、その認可外、企業主導型保育園、無認可の保育所の職員というのは今回、虐待通報義務はどうなんですか。

○委員長 児童保育課長。

○村松有希 児童保育課長 お答えいたします。

認可外保育施設についても今回の施設の対象でございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 あれ幾つあるんでしたか、区内に。

○委員長 児童保育課長。

○村松有希 児童保育課長 認可外保育施設は区内に14施設ございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 14ですね。ということは、173に14足すと187か。

○委員長 児童保育課長。

○村松有希 児童保育課長 先ほどご答弁申し上げた数字の中に、そちらの数字も含まれております。

◆秋間洋 委員 入っているんだね。

○村松有希 児童保育課長 はい。

◆秋間洋 委員 入っているんですか。

○委員長 秋間委員でよろしいですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 ごめんなさいね、すみませんね、委員長、申し訳ない。

○委員長 はい。

◆秋間洋 委員 ちょっと感情が先走るものですから、大変な事件が起きているもので。

そういう点では、170以上の施設や事業というのに従事する職員が、今回そのような義務を負うということなんです。

ただ、じゃあその方が、例えば自分の勤めているところとかで子供が虐待に遭っているというふうに認識をしたと。だけれども、それを通報しづらい環境というのがあるんじゃないかと思うんですが、ここについてはどうでしょうか。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 お答えをいたします。

児童福祉法の第33条の12第6項の規定でございますが、通報を行ったことを理由として解雇を含めた不利益な取扱いをすることが禁止されてございます。また、区のホームページにおいても、通報は匿名でも受け付けるほか、秘密は厳守し、不利益の取扱いを受けることはないということを周知をさせていただいているところです。通報した方の個人情報等につきましても適切に対応していく中で保護していくことになろうかと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 定められていてもね、全然実態は違うんですよ、それは。

例えば今回、昨日、私が一般質問で言った区内の認可外保育施設、これ企業主導型の保育ですけれども、ここで起きている不適切保育、TBSの報道特集でなって衝撃を受けた方は多いと思うんですよね。あんな言葉が毎日のように子供に浴びせられていたら、子供はおかしくなる。私のところに通報というか、相談に来た方というのは、職員さんが、そのうち職員さんもいます。現役じゃないです。現役だったら恐らく言えなかっただろうと、通報できなかっただろうと。

というのは、やはりどうやったって、職場でのいざこざ、あるいは辞めなければならなくなるように追い込まれる。なので、その方は1年間いろいろもやもやあったと、子供が苦しんでいる姿を見ているけれども、もやもやがあったと。だけれども、1年間我慢して、もういたたまれなくなって辞めて、ようやく通報できた。いろいろな思いがあるので、私もその方の話、聞きましたけれども、それだけでもできなかったんですね。

やはり辞めた後、しかし、実際に子供を預けている保護者が、子供が毎日もう行きたくない、行きたくないと。親からすれば、駄々をこねているように聞こえるけれども、何でなのというと、○○が怖い、○○が怖いというふうなこと。子供は言葉がしゃべれないんですよね。表現できない。だから、この間のテレビ報道にもあったように、ここに録音機をつけて、そして、それで証拠が拳がって、福岡と東京の例、東京は台東区の例ですけれど、なったわけじゃないですか。その保護者が、やはり元、辞めた、信頼を置ける方に、勤めていた方に相談して、やっとこの場合、企業主導型なので、児童育成協会にやったと。だから、児童育成協会は何も、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

率直に言つたらまともな調査しないで、大丈夫だというふうにこの間もテレビに出ていましたけれども、やってしまったと。東京都もそれに絡んでいますよ。

そういう点では、幾らおかしいと思って、子供が虐待に遭っているんじやないか、遭っている、そういうふうに思っていても言えないんですよ。それはもう体験者が言っているわけで、そういう点では、今定めはあると、不利益な処分を受けないと。昨日も公益通報でね、高森委員が言つていましたように、公益通報者に不利が与えられないようになっている。こんなもの、書かれていたって何の役にも立たないですよ、担保がなければ。つまり、その方の経済的な、あるいは社会的な身分をきちんと社会が保障するということまで書いていないわけだから、もう精神だけ書いてあるだけですから、何の担保もない。だったら、これは率直に言つたら、全く通報義務だけ課して、実際には通報できない状態は放置するという、そういうふうになりかねないわけですね。

もっとやはり制度的な保障というのをね、これについては何か踏み込んだものってあるんですか、不利益を生まないような、制度的な保障というのは。

○委員長 放課後対策担当課長。

○別府芳隆 放課後対策担当課長 今、委員ご発言の制度的な保障ということですが、各、我々放課後対策担当の部署でいいますと、制度といいますか、実際に職員が巡回をしていく中で、事業者、我々でいいますと民間の事業者、あるいは社会福祉事業団となりますが、事業者の職員とコミュニケーションを取る中で、信頼関係を醸成して、そういうった情報を、心理的安全性といいますか、情報提供しやすいような環境を築く中で、この虐待の制度の運用をしてまいりたいと思っていますので、制度的というところのお答えになるかどうかは分かりませんが、そういうった関係の中で、この制度を運用していきたいと思っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の課長の答弁すごく大事でね、私はそこに本質があると思うんですよ。つまり、一番大事なのは今、区役所でできる、東京都は東京都でしっかりやってもらわなければいけない。台東区でできる、その巡回指導体制ですね、それが現場、保育に従事している、もうほとんどが民間になつてしましましたけれども、そういう人たちとのコミュニケーションを深めて、その従事している人たちと、率直に言つたら心が通じ合う、ここが土台になっているということは一番安定しますよね、それは。そのところは本当にそのとおりだし、今の答弁はすごくいい答弁だなと思うんですね。

それでは、じゃあ今、巡回指導の体制がどうなっているかという問題ですけれども、この間、強化してきましたよ。私も児童保育課、あるいは教育委員会の庶務課、あるいはね、知らなかつたのは、私は学務と放課後担当にもそういう部署があるというか、そういう任務を帯びてやつっている職員がいるということは今回知りましたけれども、そのところが本当に十分な体制を取れているのかというね、この問題というのがあるわけですけれども、現在、先ほど170以上ある、そういうところ、その中には認可外で台東区が手を出せないみたいなところもあるの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かもしれないけれど、巡回指導という点では、全て170幾つ、これ認可外であっても巡回指導できるんだから、これについては、そういう関係を築けるようなね、今、課長が答弁されたような関係が築けるような体制になっているのかと。これについてはどうですか。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 まずは放課後対策担当の部分でお答えをさせていただきますと、保育の質の向上を図るために、今年度から巡回の担当職員を1名増員をしております。2名体制になったことで、実際に巡回の頻度が増えたこと、また、事前予告なく訪問するなどのこと也有って、不適切な保育等の未然防止には努めているところでございます。

また、その中で、巡回のほかにも我々、放課後対策担当の職員が打合せ、会議等の場で職員とコミュニケーション取る中で、先ほど申し上げた信頼関係等は図っているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ほかの児童保育課。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 児童保育課では、巡回指導といたしまして、職員5名を配置いたしまして、園長経験等もある保育士による全園の巡回を年2回実施しております。

ただ、この全園には先ほど秋間委員からご指摘のありました認可外保育所は含まれておりますが、東京都の巡回指導にこちらの職員が同行する機会をいただくなどして、園の状況の把握には努めておりまして、相談や通報をちゅうちょなく行うことができるよう、各園と顔が見える関係性の構築に努めているところでございます。

○委員長 学務課長。

◎仲田賢太郎 学務課長 こども園におきましても、定期ではございませんが、施設にはなるべく顔を出すようにしてございます。また、それに加えて、例えば都による指導監査には同席をしまして、指摘事項を共有するですか、あるいは客観的にサービスが提供できているかというところで第三者評価を実施しまして、公表しているというところでございます。それ以外にも庁内で必要な専門の部署と連携をしながら、施設に伝達をし、また、個々の何か大きな案件があったときは職員自らが確認をするというようなことをしてございますので、ご質問のその人間関係が築けているかという部分については、対応ができているものと認識してございます。

○委員長 指導課長。

◎宮脇隆 指導課長 指導課においても、幼稚園、こども園、先ほど申しましたところについては、指導課訪問ということで、隔年で行っていますけれども、それ以外に教育支援課のほうでもちいさな芽の訪問ということで、そちらも含めますと毎年幼稚園の様子ということは確認をさせていただいております。

また、担当の指導主事ということで、定期的に訪問をして、職員の様子等も確認しながら、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

指導・助言を行っておりますので、そういう対応をしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 この間、区も特に六、七年前から保育課中心に、巡回の大事さというのを認識して体制強化されているということは、係長もたしか1人から2人をしているし、それは私も認識はしているんですね。だけれど、先ほど言った170幾つ、その中の14は除いたとしても、認可外の、除いたとしても、やはり今の2人、1人、4人ですか、これで回れるはずがないですよ、これ。コミュニケーション取って、信頼関係を得て、まさにその職員が子供の虐待を見て、非常に心痛めている人とコミュニケーションが取れるところまでの仲にいけるはずがないですよ。ないって言っちゃいけない、頑張っているから評価はしつつ、そういう点では、やはり私はもっともっと巡回の体制を強化すべきであると、指導体制というかな、監査、回れる体制、人数も増やすべきだというふうに思います。

最後ですけれど、その今回、私に例の問題を言ってくれた方が言ったのは、行政を信頼できないんだと。それは児童育成協会と東京都に対する、やはり不信ですよ。今だって、まだこの現瞬間だって虐待されている可能性があるところがそのままになっているわけだから。現役の時代に自分がじゃあ、勇気を出してやったとしても、本当に報われるのかといったときに、例えばビデオ、テープとかいうのをその園に、今回その職員の通報義務と併せてですよ、園はそういうものがあったときにはそれを提出しなければいけない強制力というかね、を持たせるとか、何かしらなければ、自分だけが言ったことによって不利益を受けて、そのまま園は続してしまう。役所は自分の訴えというのを聞いてはくれるけれども、しかし、実際にその園からのいろいろな証拠を出させて、通報者の味方になってくれないというふうな現実を体感した人だからね、その勇気を出して通報しても報われるかどうかということをすごく疑問に今でも思っています。

ですから、そういうものを乗り越えていくというのは、本当に基本は先ほど課長が言ったように、台東区が信頼関係をそういう現場と培って、そういう通報がしやすいような、ちょっとでも気がついたところがあったら、その方が不利にならないように、きちんとした対応をしていく、あるいは私は制度的な保障が必要だと思いますけれど、そういうのをやっていくというふうなところでのね、やはり信頼関係を本当に醸成させるような、そういう巡回体制を今の倍、3倍と取らなければ、これだけ民間に保育を委託して、あるいは様々な事業がどんどん加わって、もう訳が分からぬぐらいの事業があるじゃないですか。そこにきちんとそういう安心感を従事している人に、虐待通報しても大丈夫なんだという、そういうものを台東区が与えられるかどうかというのは物すごく大事な時期に今、来ていると思います。

本当に私、そういう点では、今回の条例改正は全部、当然賛成しますけれども、これは文言だけ書いても駄目ということだけは言っておきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに。

高森委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆高森喜美子 委員 今の秋間委員の話は重要だと、私も思います。

秋間さんが今言ったのは、通報できる環境にそれぞれの組織があるのかどうなのかという最初の疑問だったんだろうと思うんですね。それで、今は区の職員が巡回をして、それをキャッチするという話に今なっているんだけれど、むしろそうじゃなくて、通報するのが当たり前なんだと。子供は虐待されて日々つらい目に遭っているわけじゃないですか。それを見逃すなんていふるのは、もう人としてあり得ない、そういう感覚をやはりみんなで持つこと、それなしにはこういう隠しておくのがよいことなどという全く逆のことになっているということ自体が、これはもう許されないですよ、子供を預かる組織として。

なので、今回この条例改正を機に、皆さん一人一人がそうした通報をすることが社会正義なんだと、当たり前なんだというふうに思っていただけるような、そういうインフォメーションをしてほしいですよ。そうしなかったらば、幾ら職員が何十人増やしたところで、それは解決できないんだろうと思います。そういう感覚というのがこの条例を定める、その法改正をした趣旨なんだろうと思うんですね。そこを言わずに、結局条例の文言だけを、条例の条文だけを変えても意味がないわけで、そこは徹底してインフォメーションしてほしいと。虐待なんていふのは見逃すというのはあり得ないんだという、通報するのが当たり前なんだと、通報したほうはしっかりと受け止めますよと、そこを言ってほしいんですね。

だからこそ、予測できない事態に対する、そうした区側の体制の在り方というものをどうしたらいいのかというのが私の昨日の一般質問なんであって、ぜひ現実の組織の中で、しっかりとそうした認識の共有ができるようにやってもらいたいとお願いして、終わります。条例については賛成。

◆秋間洋 委員 委員長、ごめんなさい、1点だけいいですか。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほどね、1点だけ、私が言ったのは、実はこの4歳児、女児の虐待死がありましたよね。これで検証されているわけですね。ちょうど検証から1年たちますけれども、このときに保育施設に所属し、これ、あれですよ、子ども家庭支援センターの総括というかね、ところで言っているのは、保育施設に所属し、預けられているときは安全確認がてきており、本児にとって安心である、保育施設に伝えていたことは、登園していれば安心であると保育施設が先入観を持つことにつながりというのがあるね。そういう点では、今まででは子家センで要保護児童としての対象になって、虐待の疑いとか、家庭でいろいろな問題があるなとなても、保育所に毎日通園していれば保育されているんだという、そういう先入観・安心感みたいなものが、先入観としてあったと言っているんですよ、これ。

今回の法改正とは全く違う事態がずっと蓄積されておっているからこういう通報の虐待の、先ほど課長が一番最初に答弁してくれたようなことがあるわけで、だから、そういう点では、今、高森さん、そういうふうに言うし、それはもつとも、私も賛同しますけれど、しかし、精神論じやいかないんですよ、これ。認識を大きく変えて、まさか保育所でそんなことが起きて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いるというのが起きちゃっているわけだから、これは保育の市場化がでかいですよ、物すごく、基本的に、経済、それはそうよ、ここまで保育が利益の対象になるような社会にしてしまった、これは最大の問題ですよ。だけれども、やはり精神論じゃいかないということだけは、私は申し上げておきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 両委員がおっしゃったこと、本当に私も同じ思います。

一番忘れちゃいけないことは、やはり命を預かっているという、お子さんを健全に育んでいかなければいけないというその機関で、そういう命を脅かすような、心を壊すような、そういう事態が起こっているということに対して、やはりお子さんを守ろうとする人をしっかりと守っていただきたいなという、そういう思いでいっぱいござりますので、今回のこの議案に関しても、本当に賛成をしたいというふうに思っております。

○委員長 吉岡委員、大丈夫ですか、いいですね。

じゃあ、木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 これまでの皆さんの議論を聞きまして、私も強く共感いたしました。

実際、私も一議員として、そういった、私も一般質問で公益通報のことをやったことなどもあって、ご相談を受けることがあるんですね。実際にそういった、自分は働いていて、そういうちょっとこれはどうなんだと思うことがあって、ただ、どこに相談したらいいか分からないと。実際、皆さんも議員としてそういう相談を受けることはおありになるんだと思います。

それで、私はそういうのはちゃんと受け止めますけれども、じゃあそれを議員じゃない人が、正規のというんですかね、どこに通報したらよろしいのかということで、昨日、高森委員の一般質問などもその問題意識があったと思ったんですけど、私が昨年、一般質問した、失礼しました、決算かな、総括質問で、そういった窓口をちゃんと整備してホームページに書いてくださいというようなこともお伝えしたりしたんですが、なかなかそういうのでは実際に、じゃあその不適切保育を見聞きしたとして、それをどこに通報するのかと。多分保育園だったら児童保育課とかになるんだと思うんですけども、先ほど秋間委員がおっしゃったような、ちゃんと役所に言って対応してくれるのかしらというような不安とかもあると思います。

その後、どういうフローで、どういう調査とかが行われて、どんなペナルティが与えられるのかとか、そういったことについても結構現場任せのところがあると思っていまして、その辺に対する信頼というのも、もう少しそういったフローの確立みたいなことも含めて対応していくほうがいいのかなと思っております。だから、ホームページに窓口はここですって書くだけでは、私はそれで窓口を整備しているというにはなかなかちょっと不案内なところがあるんじゃないのかなというふうに考えております。

言いたいことは、皆さんおっしゃることはそのとおりで、虐待を見聞きしたら通報するのが当たり前だし、皆さんもそうしたいと思っていらっしゃるんですけども、とにかく通報窓口が分からぬし、通報者としてもどうなるか分からぬという不安感、これが非常に皆さん大

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きいところだと思うので、そういういた悩みに絞った対応をしていただきたいなど。

今も課長を含めて、現場は真摯に対応してくださっていると思っているんですが、逆にそういったフローが、何ですか、現場任せというか、課長とか係長さんの裁量に任せてしまっている部分が多くて、課長とか係長に余裕があれば対応もできるけれども、なかなか限られたマンパワーで丁寧なヒアリングをしたりとか、巡回を一緒にしたりとかもあると思うんですけど、難しい現状もあると思うんですね。ですので、それはできていますっておっしゃると思うんですけども、足りない部分は受け止めた上で、今後の対応を考えていっていただきたいと要望いたします。以上です。

○委員長 議案についてはよろしいですね。

◆木村佐知子 副委員長 議案については賛成いたします。

○委員長 以上でよろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第2、第87号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

児童保育課長。

○村松有希 児童保育課長 それでは、第87号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、利用乳幼児の健康診断に関し、規定の整備を図る等のため提出するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第12条は、先ほどの第86号議案と同様、児童福祉法の改正に伴い、引用条文を整理するものでございます。

続きまして、第17条第2項をご覧ください。母子保健法第12条または第13条に規定する健康診査が行われた場合に、その内容が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断、または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることします。

なお、家庭的保育事業者等は、保護者の同意を得た上で、健康診査の結果を把握する必要があります。

附則をご覧ください。本条例の施行日は、公布の日からとしています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ご説明は以上です。本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。よろしいですね、・・・先ほど・・・。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第3、第88号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

学務課長。

○仲田賢太郎 学務課長 それでは、第88号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例も法改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。本条例の第25条におきまして、これまで幼稚園、認定こども園の虐待の定義を児童福祉法から引用をしておりました。これが幼保連携型認定こども園については認定こども園法の改正により、虐待の定義が第27条の2第1項に新設をされたこと、また、幼稚園においては学校教育法が改正され、虐待の定義が28条の第2項において認定こども園法の定義を準用するとされたことに伴いまして、虐待の定義には変更ございませんが、引用条文を改めるものでございます。

また、第4条と第37条は見出しの削除、第43条は文言の整理でございます。

次に、附則でございますが、施行日は公布の日からといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なし、はい。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、案件第4、第95号議案、東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例及び案件第5、第102号議案、東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の2議案は関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

また、本案は、理事者報告事項、教育委員会の1番、乳児等通園支援事業の実施に向けた準備についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第95号議案、第102号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

児童保育課長。

○村松有希 児童保育課長 それでは、議案及び報告事項について、一括してご説明いたします。

初めに、資料4をご覧ください。乳児等通園支援事業の実施に向けた準備についてです。

項番1、実施予定施設の認可についてです。事業の実施希望を民間保育所等に確認した結果、記載のとおり、全合計15施設が希望したため、今後認可手続を進めてまいります。

なお、（1）認可保育所のうち東上野乳児保育園については公立施設のため、認可は不要ですが、東京都台東区立保育所条例の改正を今後予定しています。

続いて、項番2、条例の整備についてです。（1）東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（認可基準条例）です。国の基準の改正に伴い、本条例においても所要の改正を行います。

（2）東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（確認基準条例）です。本条例は、認可を受けた事業者について、給付費の支給対象として適切であるかを区が確認するため、利用定員その他の運営に関する基準を条例により定めるものです。

なお、区の条例で定める基準は、国の特定乳児等通園支援事業の運営の基準のとおりとします。

恐れ入りますが、次のページをご覧ください。項番3、市町村子ども・子育て支援事業計画の代用計画策定についてです。（1）策定の経緯です。国の基本指針が改正され、市町村計画の必須記載事項として、記載の2点が追加されました。こちらを簡単にご説明いたしますと、①は、乳児等通園支援事業の利用者数や必要定員数の見込みを数値で算出した上で、必要定員の確保方策を定めるもの、②は、乳児等通園支援事業が満3歳以上を対象としていることを踏まえ、乳児等通園支援事業所と教育・保育施設との連携、接続に関する推進方策を定めるものです。

（2）区の対応です。①は、台東区次世代育成支援計画（第3期）において既に定めている

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ため、②について、代用計画を新たに策定したいと考えております。

記載の代用計画案をご覧ください。1つ目の丸では、区内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業利用終了後のニーズも含めた適切な提供体制を維持することや、事業者間の情報共有を支援することを上げています。

2つ目の丸では、未就園児対象の催しにより、利用を体験する機会を提供するほか、満3歳以上も利用可能な施設の適切な案内により、円滑な移行を支援することを上げています。

最後に、項番4、今後の予定です。今月と来年1月に開催する次世代育成支援地域協議会にて意見聴取をした上で、3月に代用計画の策定と事業所の認可を予定しています。また、条例の施行日は、ともに来年4月1日を予定しています。

報告事項のご説明は以上です。

続きまして、第95号議案についてご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるため提出するものです。

本条例案については、先ほど報告事項でご説明したとおり、国の基準に沿ったもので、また、内容に関しましては特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営の基準を定める区の条例とおおむね同様の基準となっています。

続きまして、第102号議案についてご説明いたします。

本案は、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提出するものです。

改正内容につきましては、資料4の3ページ以降に記載の新旧対照表をご覧ください。

長くなりましたが、ご説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第95号議案、第102号議案及び報告事項について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 報告事項ですけれども、11月20日の台東区のホームページ、これ1月の入園可能人数ですね、これを見ますと、今回実施を希望した7施設、7施設は認可ですね、あと7、9、15か、合計で15施設、事業ですね。これを見ますと、いわゆる2歳児までの入園可能数というのは、余裕、これ8人なんだよね、この時点で。これって余裕活用型だから、そこにじゃあ8が全部余裕活用できるのかというのもまた別の問題としたら、少なくとも先ほどありました、この見込みの数を出しているだけで、全く追いつかないんじゃないですか、そういう点では。ニーズに応えることができるんですか。

○委員長 児童保育課長。

○村松有希 児童保育課長 余裕活用型における実施では、委員ご指摘のとおり、年度当初から年度末にかけて空き定員が減少していく傾向にございます。正確な定員の予測につきましては、来年4月の入所調整が進まないと正確な数字は出てこないところではございますが、近年

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の入所実績を踏まえますと、空き定員が発生しない園も出てくるというふうには見込んでおります。

現時点では実際のニーズが予測できないことから、今のニーズ、予測では、全ての方が全部の時間を使うという想定で計画を立ててますが、事業が始まりまして、実際のニーズを把握しながら、その辺り慎重に見極めていきたいというふうに考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私はね、とても足りないんじゃないかなというふうに思います。しかもこの、今ここに出てる、ホームページに出てる数が受け入れ人数じゃないですから、そういう点ではね、しかもじゃあ年度当初はあっても、このまま11月、12月になるとぐっと少なくなるというんであったら、ニーズが季節によって変動するわけじゃないんだから、これ、率直に言って。

だからね、そういう点では余裕活用型、別に私はもともとあまりこれ推奨していませんから、だけれど、どうなのかなという点があるのと、あと、区立園を逆に見ると、16空いているんですよ、これ、ホームページを見るとね。そうすると、ちょっと一部に偏っているというのはあるんだけど、実は。でも、そうなったときに、やはり本当に誰でも通園制度というのをこの地域で保育を支えていくというかね、そのような新たな保育の形に本当に移行していくというのであれば、やはり区立園を含めて考えていくべきではないのかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長 児童保育課長。

◎村松有希 児童保育課長 今回の私立園の活用に当たりましては、今回の事業利用を通じて園の魅力ですか、保育内容を知っていただく機会になるなど、私立園の運営への効果が期待されることから、区立園ではなく私立園での導入を優先することとしたものでございます。委員おっしゃるとおり、ニーズを把握しながら、今後区立園での実施ですとか、また、余裕活用型ではなく一般型という手法もございますので、そういういた様々な手法について、慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 一般型に、それしかないんだと思うんですけど、もうこれは民間しかないんだということではなくて、先ほどの例えば東上野乳児を入れて、ここは区立のものだから、そこで3人いるんですよ。だから、8分の3、8人受け可能なところの3つは区立の東乳児なので、これはだったら康保会だから、そういうふうにあれの対象にしていく、だから、もう民営ありきじゃなくて、やはり地域で子育てを支えるというのであれば、これはやはりきちんと区立園もこれを一端を担うべきだと。

あと、これからその余裕活用型でだけじゃなくてするというんであれば、保育の質ですね、これを改めて、今回はきちんと認可並みを担保していますよ、今回、決まりはね。だけれども、じゃあ一般利用型というのかな、こういうのにしたときに、改めてそこをチェックしていくかな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ければいけない問題というのは出てくるということだけ申し上げておきたいと思います。以上です。賛成です、賛成。

○委員長 賛成、よろしいですか。

ほか、よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これより採決いたします。第95号議案及び第102号議案の2議案について、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本案についてはいずれも原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

---

○委員長 次に、案件第6、子育て及び若者支援についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

初めに、あずかりすぐすぐサポートの実施について、子ども家庭支援センター長、報告願います。

子ども家庭支援センター長。

○田畠俊典 子ども家庭支援センター長 それでは、区民部の1、あずかりすぐすぐサポートの実施についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番1、概要です。本区では、現在複数の一時預かり事業を実施しておりますが、区民の利便性向上を図るため、そのうち、いっとき保育、一時保育、休日・年末一時保育の3つの事業を統合し、令和8年4月より、あずかりすぐすぐサポートとして実施いたします。

項番2、統合後の事業概要をご覧ください。対象児童は原則、区内在住の1歳から小学校就学前までの児童とし、利用要件は問いません。実施施設は資料記載のとおり、現在いっとき保育、一時保育を実施している7か所となります。

利用日時は原則、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時までとなりますが、谷中子ども家庭支援センター及びほうらい子育てサポートセンターは日曜日・祝日、年末の利用も可能としております。利用限度は、児童1人につき、月12回までとし、利用料金は1時間300円、保護者の死亡・出産、就労・通院等の理由による利用は1時間150円としております。なお、別途昼食代として250円、おやつ代50円が必要となります。

予約受付は、利用する前月の1日から利用日の前日12時までとしますが、保護者の死亡・出産等による利用は、利用する3か月前の1日から利用日の前日12時まで。就労・通院等の理由による利用は、利用する前々月の15日から21日に優先受付を行います。なお、就労・通院等の理由による優先受付は抽せんとなります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予約方法は原則、電子申請としますが、保護者の死亡・出産等による利用の予約は電話または窓口となります。

なお、資料2ページ目には、参考として本事業の詳細を表にまとめておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、項番3、今後の予定をご覧ください。本日の委員会報告後、区民周知を開始いたしまして、4月1日の利用開始に向けて資料記載のとおり、順次予約を開始いたします。

説明は以上となります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

では、まずは、本目委員。

◆本目さよ 委員 分かりづらくて、いろいろな事業があつて、どこへ預ければいいのか分からなかつたのが、ようやくまとまつてきたなというところに関しては評価したいと思います。

幾つか確認したいのが、これまで認可保育園の保育士のみ、基本認可保育園等が保育士のみが対象になつていていた。国や東京都の処遇改善、キャリアアップ研修とか何かその辺のプラスされる保育士の処遇改善について、住宅補助とかだつたりして、そういうところに関して、今回の統合によって、いっつき保育を担う事業者も支援対象になるんでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畠俊典 子ども家庭支援センター長 今、委員からご質問ありました、そういう制度につきましては、委託事業者に対しては適用となりません。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 いっつき保育の現場からは、やはり土日とか年末年始、やってくれるとはいえ、そこで働いてくれる保育士をそもそも確保することは結構難易度が高かつたりとか、あとは同じ保育資格を持っているんだったら、じゃあ認可を行つたほうが住宅補助も、私立の認可とかだつたら住宅補助も出るし、処遇改善もあるしということで、その処遇の差、待遇の差みたいなところで、なかなか雇いづらいんじゃないかなと。雇いづらいとどうなるかというと、保育の質の低下みたいなところにつながるんじゃというところがすごく気になっています。利用者向けにはサービス統合されたけれど、裏の事業者のところでは差があるみたいなところが、やはり引き続き気になつてるので、この辺の差についてはぜひ今後ちゃんと検討していただきたいなというふうに思います。

あと、もう一つ、支払い方法について、これね、一時保育とかは、あと、いっつき保育、事業者によってはまだまだ昔ながらの三連紙というんですか、紙が送られてきて、銀行で3時までに払うか、もしくは区役所で5時15分までに払うかみたいなのしかできなかつたと思うんですけど、これが何か変わる、キャッシュレスとかね、変わる予定はあるんでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畠俊典 子ども家庭支援センター長 支払いにつきましては、現行と変わらないやり方でまずは始めさせていただきたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 まずはということなんですけれど、そのうち変わるの。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畠俊典 子ども家庭支援センター長 時代の流れとしてキャッシュレスという動きはあるかと思います。そちらについても現在、検討はしているところですけれども、いろいろと課題もございますので、そういうところを検討していきたいと考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 できればね、できればというか、あまりに特に子育て世代、忙しいし、キャッシュレスにも慣れているしというところで、さすがにこれ、このままというのはちょっとなというところがあります。ぜひ早急に検討していただきたいなど。

例えば教育委員会のほうでやっていたESSとかね、English Summer Schoolの支払いとかはQRコードとかで読み込んでできるようにしてくれ、1回でワン往復増えるけれども、LoGoフォームで申し込むと支払いができるよとか、そういうのもやっていただいていることですし、その辺ね、やはり特に就労とかで使う人がわざわざ、じゃあ区役所に来なければいけない、5時15分までに、開庁時間長いときもありますけれど、そういうのをやったときだったりとか、あと銀行は3時までとか、いつ行くんだというところがありますので、ぜひそこは早急に。保護者から伺っている話だと、せめて振込でもいいから、オンラインの銀行振込ができます、自分の銀行の振込先があって、そこに金額幾ら振り込んでくれとかができますと、課題があるとは思うんですけども、ぜひ何かしらの方法で簡易化というか、キャッシュレス決済の導入を進めていただきたいなど、これは強く要望しておきます。

○委員長 要望で。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 私この報告を見て、率直に言うと、ぽかんとしちゃったんですよ、実はね。

というのは、一時保育といつとき保育が一緒になるというのが、どうも全くイメージが湧かなかったと。率直に言うと、どこか買物に行きたいからいつとき保育、だけれど、もう絶対に職場に行かなければいけないから一時保育というね、やはり待機児童があふれ返ってしまったあの時代の一時保育というのは、本来あればもう保育認定とは言わない、保育の必要度、物すごく高い人が命綱のように使ったのが一時保育なんですよ。12時間だったかな、12日か。あと、いつときができるから、それ8日か何か、組み合わせながら、もう何とか職場に行けるような苦肉の策をしていた。つまり、これが一時保育の歴史的な役割が終わったのかなというね、そういう感じをちょっとしました。

ただ、問題は、やはり保育の必要性がある一時保育と、あるいは休日、年末、一時も含めてですけれども、とあと、保育の必要性のないいつとき保育、これを一緒の事業にすることで、保育の切実な必要性のある就労のケースですけれども、こういう方たちが利用できなくなることは絶対ないのかというところだけ確認しておかなければいけないと。予約受付を前倒しにし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て優先する程度で、それ大丈夫なのかということについてはいかがでしょうか。

○委員長 子ども家庭支援センター長。

◎田畠俊典 子ども家庭支援センター長 まず、令和6年度における既存のいっとき保育と一時保育の利用率のところからお答え、ご説明をさせていただきますと、いっとき保育の利用率は48.5%、一時保育の利用率は81.4%となっておりまして、7施設全ての利用枠が埋まった日も1日もございませんでした。そういういたこれまでどおりの利用実績であれば、委員懸念の事態にはならないものと、まず認識はしております。

また、施設の選択肢が今回増えることや、予約方法が電子申請となり利便性が向上することから利用増も見込んでおりますが、1日当たりの利用枠を今年度と比較しまして4枠増加する予定となっておりまして、資料でご説明したとおり、予約の優先受付も行ってまいりますので、保育の必要性のある方についてもこれまでどおり利用できるものと認識をしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 現状がそのような数字で明確に出てるんであれば。ただ、これは率直に言うと、現状って物すごく変わるわけですよ。待機児童ゼロが今3年か、続いておりますよね。ただ、隠れ待機児童の問題は私いつも言っているけれども、そんなに余裕があると私は思っていません。

あと、今度の4月入園は結構な数だというふうにも聞いています。そうなったとき、待機児童がじゃあ来年の4月1日に出ないかといったら、そんなこと誰も約束できない。そのような中で、じゃあ今4枠増やした、これは必要だし、いいことだと思うんですが、というのはね、やはり保育の必要性、就労のために必要だという方たちが絶対にこれからはみ出てしまうようなことだけはないようにということだけは、くぎを刺しておきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかはございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、墨田区内都立児童相談所設置検討への対応について、区民部副参事、報告願います。

区民部副参事。

◎田畠俊典 区民部副参事 それでは、区民部の2、墨田区内都立児童相談所設置検討への対応についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、特別区におけるこれまでの主な経緯をご覧ください。平成28年に児童福祉法が改正され、特別区においても児童相談所設置が可能となり、令和2年に世田谷区、江戸川区、荒川区の3区で区児童相談所を設置したのを皮切りに、その後、令和6年度までにさらに5区が区児童相談所を設置し、令和6年の品川区、令和7年の文京区を合わせて現在10区が区児童相談

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

所を開設しております。

一方、令和6年には大田区や練馬区、目黒区において都児童相談所設置に関する動きが出ており、令和7年にもこれまでの区児童相談所を開設する予定だった江東区が方針を変更したこと加え、墨田区が東京都に墨田区内への児童相談所開設を要望してきております。

続きまして、項番2、概要をご覧ください。令和7年9月24日付文書において、東京都知事から台東区長宛てに、東京都は墨田区からの要望を受け、令和9年度を目途に墨田区内のすみだ保健子育て総合センター内に都立児童相談所を新設することについて検討を進めること及び新たな児童相談所の管轄地域については、人口規模等を考慮し、墨田区と台東区の2区とする方向で検討を進めることとし、今後設置に向け、協力をお願いしたいこと、以上の2点の情報提供がありました。

項番3、それを受けた本区の対応をご覧ください。現在、本区を管轄する新宿の都児童相談センターよりも距離が近くなることにより、児童相談体制の連携強化が見込まれるため、管轄地域を墨田区・台東区とする新たな都児童相談所設置について、東京都、墨田区と協議を進めてまいります。

なお、区立児童相談所の設置検討につきましては、東京都、墨田区との協議結果を得るまで休止とし、新たな都立児童相談所の設置に向けた検討に注力してまいります。

項番4、今後の予定をご覧ください。令和9年に墨田区内に新たな都立児童相談所を開設予定となっております。

説明は以上となります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

では、まず、中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 墨田区内に都立児童相談所の設置を検討いただけるということで、新宿よりは近くなりますし、台東区の協力依頼ということで、大変よい取組だと思います。

ただ、一方で、事前に何も相談なく、いきなり都から台東区に協力をお願いしたいということを都知事からあったように見受けられるんですけれども、本来であれば例えなんですかでも、墨田区に造るとか、台東区に造るとか、墨田区がうちに造りたいから台東区さん協力してくださいとか、そういう議論を進めていくべきなのではないかと思ったんですけども、協力依頼とか何か事前に聞いたりはしていらっしゃいましたでしょうか。

○委員長 区民部副参事。

◎田畠俊典 区民部副参事 まず、こちらにつきましては、墨田区が東京都に墨田区内に児童相談所の設置を要望したというところが始まっており、台東区内への設置の協議というのは、まずございません。そちらがまず1点目となります。

2点目としまして、東京都から何か話はあったかというところでございますけれども、今回の提案の具体的な内容を正式に確認したのは資料に記載のとおり、9月24日となりますけれども、これまでも東京都とは児童相談体制の充実強化に向けて協議を行ってまいりました。その

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

協議の中では、東京都が都児相の管轄区域の見直しを行っていること、墨田区を管轄する児相の再編を検討していること、墨田区を管轄する都児相を再編した際には、人口規模等の観点から管轄区域に本区が含まれる可能性があること、そういう方向性は聞いていたところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ご丁寧にありがとうございました。

協議はこれから進めるということだと思いますので、ぜひ墨田区との連携を図って進めていただけたらと思いますので、引き続きの報告をお待ちしております。以上です。

○委員長 ほかに。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 ちょっと確認したいんですけど、この区立の児童相談所というのは、いわゆる基礎的自治体に児童相談所を設置するというのが、これは法の趣旨だと思います。それは東京都は今までずっと都府県事務でやっていた児童相談所のその仕事を自分たちがやりたいという、そうした希望を持っていることは承知しているんですけども、台東区として、私は基本的には基礎的自治体として児童相談所の設置というのは、これはやるべき仕事であるというふうに、基本的には思っています。自民党のいろいろな政策の研修会などでも、児童相談所の在り方についてというのはいろいろ議論がありまして、その中でも基礎的自治体において児童相談所を設置するのは当然じゃないかというふうに私は発言をしてまいりました。

ただ、基礎的自治体といっても、地方も含めてそれぞれの地域でいろいろな特性があります、一概に一辺倒に、はい、基礎的自治体ですねというわけにはなかなかいかないということは、これは現実を見れば承知をしております。

今回ここに書かれているのは、この協議結果を得るまでは区の児相に関しては休止して、新たな都立児童相談所の設置に向けた検討に注力するとなっているんですが、基本的姿勢として、台東区としては児童相談所の設置はもうやらないと、東京都の児童相談所にそれはお願いするという姿勢をはっきりと表明したというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。

○委員長 区民部副参事。

◎田畠俊典 区民部副参事 まず、今回一旦休止ということを報告させていただきましたが、区立児童相談所の設置を断念したというわけではございませんで、これまで区、我々も長期総合計画に記載をしているとおり、児童相談所の設置検討というものは進めてまいりましたけれども、やはり場所の問題であったり、人員確保の問題であったりといった、そういう課題もございまして、現在まで検討が進んでいないというような状況になってございます。

そういうところを踏まえまして、今回東京都のほうからこういった提案がございましたので、まずはそちらの検討に注力をしていきたいといったご報告をさせていただいたところでございます。

○委員長 高森委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆高森喜美子 委員 何事もなんですけれども、やらない理由というのは探せば幾らでも出てくるわけですよ。それで、やろうとなつたときには、やはりそれなりにパワーが必要で、それはそれなりにやろうという方向でいけば、それはそれなりの知恵も出てくれば、やり方も出てくるというのが、これは物事の成り行きとして、結局そういうことなんですね。

ここで東京都から9月24日に文書でこういう要請が来たということで話が始まったんだけれども、やはり台東区としてしっかりとこの児童相談所の設置の在り方について、もう少し、今までさんざんやってきたわけで、それの中でどういうふうに人を育て、場所を探しという今難しいって言ったけれども、やろうと思えばできない話でもないわけで、そういう中で、今中途半端なことになるのかなという感じはしてしまうんですね、今の答弁だと。

○委員長 区民部副参事。

◎田畠俊典 区民部副参事 本日ご説明させていただいたとおり、今後協議を進めていきたいというふうにご説明をさせていただきましたけれども、我々一番大切なことは、やはり区内の子供たちの安全安心を確保するということであるということは考えております。そこに向かって、まずは今回こういった話がございましたので、東京都、墨田区と協議を進めさせていただきますが、その協議の中身としましては、しっかりと連携体制を組めること、そこを目指してしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 基本的な姿勢としては、これまでと変わらないんだというふうに今、受け止めたけれども、やはりそこはこれから協議次第なんだろうけれども、東京都の中で都児相と、それから区児相が、それぞれ区の判断によってやり方がいろいろなんだというのも何だかいかがなもんかなとは思いますが、まずは子供たちのためにどういう体制を取るのがよいのかという点についてはしっかりと協議していただきたいと、それはお願ひしておきます。

○委員長 要望ですね。

秋間委員、お願ひします。

◆秋間洋 委員 今の議論を聞いていると、この本区の対応で、協議結果を得るまで休止というこの休止という表現が誤解を招いているんじゃないかなと思いますね。だから、つまり、台東区はこれ素直に読めば、もう考えていないんじゃないかというふうに読めるんですね。墨田区と一緒に、当座はそちらに注力をするのはあれだけれど、休止ということになると、もう区児相は断念したというふうにも取られかねない表現なので、私も高森さんとそういう点では一緒に、本来、私も荒川の視察をして、やはり区で児相を持つというのはすごい大事だというふうに思いました。

それは熟して、いろいろなことで準備も必要ですし、以前はうちは無理なんじゃないかなって思っていた時期もあったけれど、やはり今はもうそこに踏み込まなければいけないんじゃないかなという時期に来ていると思うんで、休止という表現はちょっと誤解を招かないかなというのは心配ですけれど、それは別にこれ以上言いません。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私は、今回ここに、今台東区の管轄の東京都の児童相談センター、今新宿区にありますけれども、これよりも距離が近くなることにより、児童相談体制の連携強化が見込まれるという表現があるところなんですね。これというのはメリットは何なんでしょうか。

○委員長 区民部副参事。

◎田畠俊典 区民部副参事 子ども家庭支援センターの職員、日々、当児童相談所の職員と連絡を取っておりまして、その際、電話やメールでのやり取りだけではなくて、直接顔を合わせて複雑困難なケースの対応について協議を行うことも多々ございます。資料記載のとおり、本区を管轄する都児相の所在地が新宿から墨田区となって、物理的に距離が近くなるということで、負担を少なく職員間でコミュニケーションをより緊密に取ることができるといったところは連携強化につながるものと、まず認識をしております。

また、連携強化という視点から若干異なるかもしれませんけれども、これまで区民が児相職員の面接を受ける際というのは新宿の児童相談センターまで行くこともありましたけれども、それが近隣の墨田区になるというところで、区民の負担軽減という観点からもメリットというものはあるかなと認識をしてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 なるほどなど、そういう点ではね。特に最初のメリットである、職員間のやはりフェース・ツー・フェースのやり取りというのは非常に大事なんだろうなというふうには思います。

ただ、一方で、一時保護施設も多分できるでしょうから、そうなったときに逆に様々なあつれきなども生じる可能性も、逆に近くにあるという場合も、これもあるわけで、そういう点では、私はこの距離ではないんだろうというふうに思っているんですね。

距離も大事ですよ。だから、そういうメリットは認めつつも、やはり何といつても思い出すのは、4歳の女の子の虐待死ですよね。このときに先ほどもありましたけれども、この検証結果のまとめ、私また昨日、読み返してみたんですけども、やはりこれは児相と子家センの連携についての痛苦の教訓がもうもう書かれているわけじゃないですか、これ。距離の問題じゃないんですね、これ全部。距離の問題ではない。やはり児相がその措置をここで終了した後、子家センとの関わり、これは児相が反省しています。逆に子家センからすれば、児相からこちらに行ってから児相に報告、こういう問題もあると。つまり、そういう点では、この痛苦の反省が生かされるようなことというものが何といっても距離以上に大事な問題だというふうに思っております。

そういう点では、この事件以降、この後まとめが、検証結果が出た以降、都児相との関係で、連携で、この総括というのをどういうふうに生かされているのか。これについてお伺いしたいと思います。

○委員長 区民部副参事。

◎田畠俊典 区民部副参事 本年第1回定例会での本委員会におきまして、当該事例の検証結

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

果を踏まえた取組の一つとしまして、児童相談所を含む関係機関との連携強化というところを報告しております。今年度に入りまして、その連携強化に向けて子ども家庭支援センターと児童相談センターの職員同士で打合せを行いまして、日々の連携における課題等を共有、検討しております。また、そのほか、当児童相談センター従事経験者をスーパーバイズとして依頼しまして、随時相談を実施しております。

また、具体的な連携策というわけではございませんが、子ども家庭支援センターの職員一人一人がこういったこと、同じようなことを二度と起こさないという気持ちを持ちまして、児童相談所をはじめ関係機関に対しまして、子供の安全安心確保のために必要なことをしっかりと伝えるという、そういった意識をこれまで以上に強く持ったというふうに認識をしてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 前向きな変化が起きているようなので、そこはさらに広げてもらうというふうなことを期待したいと思います。

今日、最初に虐待の問題が、虐待通報の問題がありました。この4歳の女の子の虐待死の問題で、やはり暗闇になったのが6か所の保育園の転園なんですね、6か所の。で、保育所、しかもこれがもう小刻みに2年半、3年ぐらいの間に6か所転園して、しかも認可外と認可と2つ使い分けて、同時にね、そういう時期もあった。そこでおかしい、おかしいと、保育所はどうも最後の保育園だけ、あざとかあのようなものが、最後から2番目か、というので、もうこれはというふうに思って、これがぐつとなつたんだけれど、そこに対応できなかつたのがありました。

そういう点では、しかも認可外保育所を残念ながら、やはりこうかつに使っているんですね、保護者は。先ほど言った、今起きている台東区の不適切保育、私は虐待だと思いますけれども、これについても認可外で起きている。認可外保育の問題でいえば、この教訓でいうと、認可外保育施設の対応も求めているんですよ、これ、総括の中で。ただ、これって台東区は及ばないんだよね。先ほど児童保育課長が言ったように、台東区はここに口挟んで指導するというの、巡回はできても、明確な指導とか、あるいは監査というのはできないわけで、そういう点では、ここでこう言っています。施設で本家庭の対応に困ったとき、判断に迷ったとき、連絡すべき関係機関がどこか、また、どのような場合に連絡すべきかという理解が十分ではなかつたことがあります。

そういう点では、どうしても闇になってしまう、行政が行き届かない。先ほど通報の義務だけは職員に課しても、実態的にはまだそれが、通報者が不利益を受けないという担保はない。そのような中で、やはりこういうものというのが風通しよく情報が交換できるようにするために、やはり子ども家庭支援センターや児相と、この認可外保育所の風通しというのをよくするためにも、私は先ほど申し上げた巡回、これ巡回は認可外だって台東区できる権限あるんだから、巡回は。そういう点では、体制の強化、ここのところというのが、私は、ちょっと外れちゃいますけれど、この問題とは、やはりこれが大事なところではないかなと。またちょっと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

重なってすみませんけれども、それだけは強調しておきたいと思います。以上です。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 1点確認させてください。日本堤の子家センのほうに中央区と共同のサテライトがあったと思うんですけど、この扱いはどうなるんでしょうか。

○委員長 区民部副参事。

○田畠俊典 区民部副参事 今、委員ご指摘いただいたとおり、令和3年12月から子ども家庭支援センターの機能強化に向けた都区児童相談共同運営モデル事業を実施しておりまして、日本堤の中に都児相のサテライトオフィスを設置してございます。こちらは中央区と一緒に行っているものになっておりまして、まだ管轄のところは決定ではございませんが、東京都が提案しているとおりの管轄になった場合には、台東区と中央区、別の管轄になりますので、このサテライトの形で進んでいくというのは難しいのかなと現時点では考えております。

ただ、今後協議をさせていく中におきましては、先ほども申し上げたとおり、子供たちの安全安心確保に向けて連携強化というところでは、現在、台東区にサテライトがあるということを踏まえて東京都とは検討を進めていきたいと考えてございます。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 承知いたしました。

また進捗などを適宜教えてください。お願いいいたします。

○委員長 大浦委員、よろしいですか。

◆大浦美鈴 委員 はい。

○委員長 ちょっと私から一言だけ、すみません。今質問ありました、そのサテライトについてなんですが、実際今まで、これまで培ってきたノウハウ等々があろうかと思います。実際、児相というのは子供の命を守る最後のとりでになりますので、決してこれまでの蓄えた知識やその他は無駄にならないように、ぜひご検討いただければなど、ご尽力いただければと思います。一言だけ沿えさせていただきました。

ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、コンビ株式会社との連携協定の締結について、保健サービス課長、報告願います。

保健サービス課長。

○塚田正和 保健サービス課長 それでは、コンビ株式会社との連携協定の締結についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

項目1、目的です。育児用品メーカーとして国内トップクラスにあるコンビ株式会社がこれまで培ってきた安全安心な育児用品開発のノウハウ、育児に関する知見などを活用し、相互に連携・協力することにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るもので

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番2、協定の締結先は、コンビ株式会社で、本社は台東区です。

項番3、協定の主な内容です。（1）連携の範囲は、妊娠・出産・育児の知識普及に関すること、その他妊娠・出産・育児に関することです。

（2）事業を効果的に実施するために、定期的に協議を行うものとします。

（3）協定の有効期間は令和9年3月31日までとし、その後、自動的に1年ごとに更新されるものとします。

なお、別紙に協定書（案）を添付していますので、後ほどご確認ください。

項番4、主な実施事業です。（1）子育て情報コーナーにおける普及啓発は、台東保健所及び浅草保健相談センターのゆりかご・たいとう面接実施会場における展示内容について、より具体的に出産後のイメージが持てるよう、コンビから最新の育児や育児用品に関する情報、映像コンテンツの活用などに関する助言をもらい、情報提供の充実を図るものです。

（2）妊娠・出産・育児に関する講座の案内は、ゆりかご・たいとう面接などの機会を捉えて、コンビが実施する講座を案内するものです。現在、区ではハローベビー学級などを実施していますが、やむを得ず参加できない方などに対し、必要に応じて区では実施していないオンライン講座などを案内することにより、より幅広い普及啓発を図りたいと考えています。

（3）保健師との情報交換の実施は、区の保健師とコンビの講座を担当する講師とで、育児に関する最新の話題、ベビーグッズの安全な使い方などに関する情報交換会を実施します。これにより、区の職員の知見や知識の向上を図り、妊娠・出産・育児に関する区の取組をより効果的なものにしていきたいと考えています。

項番5、今後の予定は、令和8年1月に協定を締結し、順次事業を開始していきます。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 昨日、実は松尾委員と一緒に台東保健所のほうのコーナーも見させていただきました。実際ベビー用品を並べて展示をしてあるというところなんですけれども、どうしても物、いわゆる哺乳瓶とか、そういう立て分けで置いてあるだけで、なかなか見ただけでは分かりづらいというか、物があるんだなという感じにしか何となく印象的に残らなかったんですけども、今回コンビさんが入るということで、もう少しポップをつけるとかして、もうちょっと丁寧に展示ができるようにしていただければなというのは、多分書いてあるのでやっていただけると思うんですけども、ただ、場所がどうしても限られているので、いろいろなものが一辺倒に置いてあるという感じがあるので、例えば妊娠体験ができる、おなかにつける、こういうもののとか、そういうのもぱっと置いてあるだけなので、・・・・おなかですね、すみません、それもしっかりと展示はしてあるのですけれども、もうちょっと分かりやすく、例えば体験してみませんかみたいな感じでやってあると、お父さんが来たときにつけてみたりとかしてできるのかなと思いますので、その辺はコンビさんの力を得ながら進めていっていただき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

たいなって思います。

あと、そのオンラインで、しっかり台東区でやっていない部分もあるので、そういう面では、そういうところも協力していただきながら、しっかりと進めていっていただければなと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○委員長 ほかは。

答弁ございますか。今のは要望。

保健サービス課長。

○塚田正和 保健サービス課長 子育て情報コーナーに関しましては、今、委員がおっしゃったような印象を私も個人的にも持っておりますので、今回の連携の機会に、この展示の内容についてはきちんと改善を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長 では、本目委員。

◆本目きよ 委員 コンビ株式会社さんは子会社のコンビウィズさんとも台東区との関係は長くて、2020年の子連れの施設の整備、ガイドラインの策定にも一緒にやってもらったりとか、2023年の段ボールベッド150床を寄贈してもらったりとか、6年以上、何か話を聞くともっと前からいろいろ連携していたりというのを聞いています。コンビ社さんとは2023年の段ボールベッド寄贈を担当につながせてもらったりとか、私自身も関わりがあって、せっかく母子向けの企業の本社があるので、全面的に台東区と連携していただいて、こどもまんなかを共に推進していただきたいし、あとは官民連携というところも我が会派は会派としても、もう全力で推してきたので、こうして個別の連携協定が上がってきたことは喜ばしいと思う。そこは前提条件があって、幾つかちょっと質問させていただきたいと思います。

ただ、今回報告される協定内容の中で、実施されることというのが3項目のみというふうに薄くて、WHOコードと呼ばれる母乳代替品のマーケティングの国際基準、ご存じですかね、との整合性にも懸念があります。幾つか質問させていただきたいんですけども、今、育児グッズのコーナー、子育て情報コーナーの話がありましたが、協定の中でやることにおいて、その記載があるけれども、そもそも保健所内に企業製品の育児グッズ展示コーナーって必要なんですかね。何か本来の保健所の役割は、母子保健や相談支援であって、商品展示を行う必要性は、必然性は高くないと考えるんですけども、情報提供が目的であれば、パンフレットかウェブとかでいいんじゃないかなというふうに思うんですが、この展示の意義、いつからやっていて、どんなふうに整理しているのか、そこの展示の意義、ぜひ教えていただきたいと思います。

○委員長 保健サービス課長。

○塚田正和 保健サービス課長 こちらの子育て情報コーナーにつきましては、平成28年度にゆりかご・たいとう面接を開始した際に設置したものでございます。こちらでは妊婦の方やパートナーの方がいらっしゃいますので、そちらの方を対象に、出産後のイメージを持っていただくという目的で設置しております。実際、現状におきましても面接の前後で展示物をご覧に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なっている様子も見受けられ、また、面接の場面で実物を見せてご説明する、そして、ツールの一つとして活用させていただく場面もございます。

そういうことから、現状必要なものであるというふうには考えております。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 現物の何を見せていているのかなというのはすごい気になるので、後でそれも教えていただきたいんですけど、先ほどWHOコードに整合性に疑問があるというふうに言ったのは、WHOコードというのをちょっと説明させてもらうと、母乳育児を不当に阻害しないために、母乳代替品、ミルクとか哺乳瓶とか乳首とかの商業的宣伝を制限する国際基準なんですね。特に重要なのは第6条で、保健施設を企業のマーケティング目的では利用してはならない、保健施設内での対象製品の展示、宣伝をしてはならない、企業が作成した資料、ポップ、映像等を掲示してはならないというふうに規定があるんですよ。哺乳瓶は対象製品に該当するんですけども、今朝もここ、役所来る前に保健所の育児グッズコーナーを確認したんですけども、もう既に哺乳瓶展示を、2種類ぐらい展示されていまして、これなど第6条3項の保健施設内展示禁止に抵触する可能性が高いと思うんですけども、その辺についてどう認識していますか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 ただいま委員のおっしゃったとおり、哺乳瓶や人工乳首等の母乳代用品については、世界保健機関が母乳代用品のマーケティングを規制する国際基準を設けており、製造業者や流通業者、政府や団体、保健医療従事者などが対象となっていることは認識しています。また、この基準においても母乳代用品を必要とする方がそれを適切に使用することは認めていると認識しています。母乳育児をしたくてもできない方にとって、母乳の代用品の使用は欠かせないものであることから、製品のプロモーションにつながることがないよう配慮しつつ、母乳と母乳代用品、どちらについても適切に情報提供していく必要があると考えています。

ただ、展示の方法等については今後改善も検討してまいります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 先ほどの、すみません、何見せているのというのも。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 具体的にご説明した例について、ベビーバス、沐浴の仕方について教わりたいという申出がありまして、ベビーバスにてちょっとご指導をした例があるということです。以上です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ありがとうございます。

必要がある方がミルクを使うのも、もちろんいいですし、ただ、展示をする必要があるのかとか、展示の方法については検討するということだったので、まあまあそこはというところで、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただ、展示禁止は展示禁止なんだよねというところはちょっと気になっているところです。生まれる前から哺乳瓶をわざわざ展示することで、生まれたらこれを買わなければいけないんだなって思っちゃわないような展示の仕方、もし本当にするとすれば、そこはお願ひしたいなどいうふうに思います。

あと、協定項目については、協定項目というか、やる項目ですね、3つの実施項目について、先ほどの国際基準上問題はないんでしょうか。今回の協定は企業商品の展示、あと企業作成のアドバイスピップ掲示、動画コンテンツをとか、企業オンライン講座の紹介が含まれているけれども、その辺も販売も、販促目的だかどうかじゃなくて、中立性の確保のため一律禁止されていると思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

あと、もう一つ、ついでに。あと、特定企業に限定して製品展示や情報発信を行うことは、ほかのメーカーとの公平性をどのように担保するのか。ここすごい重要です。これは官民連携を進めていく上で非常に重要なポイントなので、ここも答えていただければと思います。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 子育て情報コーナーの展示については、主に妊娠時の面接を受けられた方に、出産後の生活のイメージを持ってもらう目的で設置しています。赤ちゃんの重量を体験できる人形のほか、育児用品も展示していますが、購入を促す目的ではなく、具体的なイメージを持っていただくためのツールと考えております。現在でもコンビ以外の会社の製品も展示しており、今後改善しながらですが、本来の展示目的に沿った形で各社の製品を展示したいと考えています。特定企業の製品を推奨していると受け取られないように配慮はしてまいります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 どういうふうに配慮するんですかね。何かコンビさんにアドバイスいただくということで、だってコンビさんにアドバイスいただいたら、コンビの推している商品、強い商品は展示するけれど、例えばほかの会社さんが強い商品については、もちろんコンビさんにはアドバイスをもらえないと思うんですよ。でも、役所内で最新のグッズに更新がなかなか、今すごい勢いで育児用品バージョンアップされているので、そういう意味でついていけないというのはもちろん分かるところなんですが、そこをほかの会社さんについてはどうやってやるんですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 繰り返しになりますが、こちらの展示は商品をご紹介する目的ではありませんので、展示の目的に沿った形で各社のものを展示していきたいというふうに考えています。

また、展示の物品が直近で市販されているものとかけ離れてしまうと展示の目的達成できない可能性がありますので、そこはコンビさんに限らず適宜最新のものに更新する必要はあるというふうに考えているところです。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 なので、だからどうやってほかの会社のものは最新のものにするんですか。コンビさんはやってくれると、アドバイスしてくれる。ほかのところはどうやってやるのかというところを、協定結ぶんですかね。ほかのところも協定結ぶ、教えてください。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 あくまでこの情報コーナーは区が管理するもので、展示するものについても区の職員が内容を決めて展示を行います。その過程で、コンビのほうから助言はいただきますけれども、その助言を基に、区のほうでも知見を高めて、きちんと展示の目的に沿うような形で展示をしたいというふうに考えています。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 ここちょっとね、大分言ってもなかなか伝わらないのかなという気はしますけれども、ぜひほかの企業にも最新のものを提供してもらうだったりとか、アドバイスもらうだったりとか、そこは担保していただかないとい、今後のせっかく進めたい官民連携にけちがついてしまうんですよ。そこは重々承知していただきたい。

(発言する者あり)

◆本目さよ 委員 はいはい、ちょっとやめといてください。やったほうがいいと私は思っているので、そこは公平性だったりとか、特定の企業を推すような形にはしてほしくないなって思っています。

さらに、オンライン講座ご紹介するって、ベビーグッズの選び方とかって書いてありますけれども、これコンビさんのサイトとかを拝見したら、基本ね、当たり前ですけれど、コンビさんの製品を使ってのオンライン講座なわけですよ。なので、販促のためにもちろんコンビさんはやっているので、そこをさすがに役所が紹介したらまずいんじゃないかなという気はしているというところも指摘はしておきます。

(発言する者あり)

◆本目さよ 委員 いやいや、そこは、しかもね、クーポンがついてくるんですよ、コンビのね。

○委員長 どうぞ、まとめましょうか、すみません。

◆本目さよ 委員 はい、まだ続いていますけれども、はい。同じこと聞いていないですからね、委員長。

○委員長 はい。

◆本目さよ 委員 最後ですね、先ほど言ったように、過去にも連携してきたと。多分保健サービス課だけじゃなくて、ほかの課で、危機・災害対策課とか、あと施設課とか、子育て・若者支援課とか、少なくとも私が知っているだけでこの3課は関係しているんですけども、他社との協定だと、ライオンさん、大塚製薬さん、メトロさんとか、複数部署が関わって、講座、セミナーだと区民メリットも大きい、包括連携になっているんですけども、一方の今回のコ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ンビの協定でやることって書いてあることに関しては、ただのコンビさんの優遇政策にしか見えないんですよ。何でこんなもったいないことするんですか。せっかくこれまで各部署関係を築いてきたじゃないですか。何でこんな薄い内容になったか。だって、これからだって施設のガイドラインも更新しなければいけないというときに、協力したりするんじゃないですかね。その辺ぜひ、なぜこんな限定された内容になったのかを伺いたいと思います。

○委員長 これは課長で大丈夫ですか、部長、答えますか。いいですか、じゃあ、課長、行きましょうか。

保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 こちらの内容ですけれども、コンビ株式会社さんからのご提案も当然、失礼しました、保健サービス課としては先ほども申し上げたような子育て情報コーナーの展示についての課題を抱えております。その課題を中心に、今回はその課題を解決する体制をつくるということを主眼に連携協定を結びたいということで考えているところです。

ただ、今後、協議を重ねて、まずは今のこのご説明している取組をしっかりと進めていって、成果を上げて実績を積み上げる中で、ほかの分野の事業展開にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 ちょっと待ってください。部長、今の答弁でよろしいですか。

健康部長。

◎水田涉子 健康部長 そのとおりで、包括連携協定を否定するものではなく、まずは保健サービス課で子育て関係の連携をしながら、また、危機管理ですとか、子育てのほうに広げていけるように考えていきたいと思います。以上です。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 今までやっていなかったらその答弁でいいんですよ。だけれど、今までやっているのに、これから広げていくってどういうことみたいな、さらにコンビ社さんから伺ったんですけど、当初ハローベビー学級の拡充だったりとか、男性育休レッスンとか、防災用品の優先提供とか、保健師の研修も協力ももちろんそうだし、北上野福祉施設での協力とか、いろいろなご提案いただいているのに、こちらで来た、今のところはねというところなので、もう何かどうなのかなというところで、包括連携協定を結んでほしいと、こどもまんなか進んでほしいのに、何でこんなちっちゃいところで、本当初めてじゃないかな、2回目ぐらいですけれど、でも聞きおくと言いたいほどのレベル感なんですよね、この連携協定の見直し。しかも、WHOコードにも違反しているんじゃないみたいなところもあるし。これ、さすがに協力関係そのものは大きな可能性があるので、包括連携協定にできませんか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 ご指摘の内容で、実施事業が小さく見えるということでございますが、いわゆるスマールスタートで速やかに成果を上げて、実績を積み上げる中で、さらに事業展開を検討していきたいと考えています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その上で、他の分野の取組について、項目として上げられるものが出てきましたら、庁内で調整の上、包括連携協定も視野に、改めてコンビと協議させていただきます。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 最後にしますけれど、じゃあ、だって出てきたらって、あるんですよ、もう。あるのに何でやらないのという話なので、ぜひもう本当に、ぜひ子ども家庭部もできることですし、そういったところと一緒にどどんとというか、むしろ何かこんなちっちゃく始めているんだったら、ちっちゃく連携だけ始めておいて、連携協定は包括協定でどどんとやればよかったですんじやないかなというふうに思っているのと、あと、包括連携協定をもしちゃんと進めていただけたとしたら、ぜひWHOコードの遵守及び母乳育児保護の推進の姿勢を協定文にもそこはきちんと明記をすべきだというふうに思っているので、ぜひここはお願ひをしたいと強く要望しておきます。以上です。

○委員長 要望で、はい。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 別に私、何も聞くつもりなかったんだけれども、本目さんがあそこまで言うと、私はちょっと一言言わなければいけないなというふうに思います。

私は本目さんの言うことは分かる部分というのがあります、率直に言って。非常に官民連携と言ひながら、実態的には随意契約的な部分を区の事業でやっていくみたいな、そういう一部を、本来あれば一つ一つ委託に関しては入札でちゃんとやっていかなければいけないものを、そういう意味で、これが入り口になってしまふみたいに、そんなのというのは私は反対である。だから、包括って言うと分かりやすいけれど、担保でいえば根抵当と、抵当権みたいなもんだよね、率直に言うとね。

だから、そういうことであって、やはり全部逆に言ったら支配されるわけですよ。この間で、ちょっと1個だけ質問いいですか。

○委員長 はい。

◆秋間洋 委員 どういう経過で、コンビのほうがこのような連携協定を望んできたのか、それとも区のほうからアプローチしたのか、その辺のところはどうなんですか。

○委員長 保健サービス課長。

◎塚田正和 保健サービス課長 ちょっと重複しますが、保健サービス課では今回の子育て情報コーナーについて、より効果的な啓発ができないか、もともと課題認識を持っていたところです。その中で、昨年度、コンビ株式会社から講座実施のご提案などいただき、区の課題を共有しながら協議させていただく中で、今回の連携協定に至ったところでございます。

例えばご提案の中では、講座の実施などもございましたが、そこについては有償でというようなお話もあり、有償であれば連携協定によらず入札で契約することも可能というふうに考えています。そのような観点で、ご提案内容も検討させていただき、現時点でコンビ株式会社ならではのノウハウを区の施策に活用できると判断できる内容をまとめたところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 何か私も本目さんの意見に賛同しそうになってきたな。

そういう点では、包括には反対だけれど、だけれど今までいうと、極めて具体的でね、逆に言つたら、何で狭めてしまうんですかというんじゃなくて、極めて企業利益が前面に出てくる、そういうものと、あと、公の部分での仕切りというか、公の部分の節操というか、その辺のところで、官民連携というのは全面的に否定するものじゃないけれど、企業側というのは株主の利益を考えれば、利益を出さなければいけない。そこまで投資だと、自治体とやらなければいけないのかって、今はやっていますけれど、どこの会社も、でも、そのようなものなのかなというのは、意見としては、だからこれはこれで私は認めますけれども、しかしやはりチェックをしていかないと、いつの間にか何か行政はどこに行ってしまうのかということにならないのかというのは心配しています。以上です。

○委員長 木村副委員長。

◆木村佐知子 副委員長 今回のご報告ありがとうございます。私も担当者の方と相談などをお受けしましたので、今回こういった形に至ったこと自体は評価させていただきたいと思います。

それで、今いろいろな委員から懸念点のご質問があって、確かにそうだなと思う部分はありましたけれども、ただ、全体的な方向性として、コンビさんが何で、私も相談を受けましたし、今回すんなりと話になったかというと、やはり区内の事業者さんで、本目委員もおっしゃったように、今までの貢献の実績もあるというようなことが評価されたんだと思っております。それを今回たまたまこの保健サービス部の連携協定という形で結実しましたけれども、今後はその包括になるのか分かりませんけれども、別の形の例えば危機・災害課との連携ですとか、いろいろな可能性が考えられるわけで、私はそういう方向性自体は間違ってはいないと思うんです。区内の事業者さんの知見を生かして、区の事業へ役立てていくと。

なのであるんですが、いろいろ厳しいご意見もありましたけれども、私としてはそういう区内の事業者さんを振興するみたいな役割も考えながら考えていっていただければよろしいんじゃないのかなと思います。振興とか言うと何ですか、優遇って言われるんですか。優遇にはならないって先ほど課長からも答弁がありましたので、その揚げ足を取らないでいただきたいんですけども、そういう法の範囲というか、可能な範囲でやるというふうにおっしゃっていて、それが結果的に区内の事業者さんに後押しになればいいなということで、何か初めから優遇する目的というわけではないと思うんですけどもね。

なので、私が言いたいのは、そういう産業振興の考え方も考えながら、もっと柔軟に考えていただきたいと、最初から駄目というんじゃなくてということが言いたかったです。今回の協定の締結については、私は一つのステップとして、最初から完璧じゃないかもしれませんけれども、評価させていただきたいと思います。意見です。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 意見ですね。

ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、柳橋二丁目における民設こどもクラブの開設について、放課後対策担当課長、報告願います。

放課後対策担当課長。

○別府芳隆 放課後対策担当課長 それでは、教育委員会の2、柳橋二丁目における民設こどもクラブの開設についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

項番1、概要です。本年第1回区議会定例会本委員会でもご報告しましたとおり、今後の需要の増加が見込まれる地域におけるこどもクラブの拡充として、台東育英小学校の児童が利用できる地域に民設こどもクラブを1か所誘致した結果、申請があり、提案に対する審査を通過したため、来年度、令和8年4月から事業を開始してまいります。

項番2、開設施設です。名称はキッズクラブ柳橋、定員は40名としております。所在地は台東育英小学校の学区で、地図に示す場所でございます。台東育英小学校からは約470メートルに位置し、児童の足で約徒歩7分程度になるかと思われます。運営事業者は特定非営利活動法人三楽でございます。当該法人は、国や区が法令で定める学童クラブの運営実績として全国で111か所を運営しています。台東区でも蔵前小学校区に1か所、キッズクラブ蔵前として運営しております。

続いて、2ページをご覧ください。項番3、審査結果です。10月に応募書類及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を審査いたしました。公設のこどもクラブと同様に、得点率が合計得点の7割以上で通過しております。

(3) 審査委員は、資料記載のとおりです。

(4) 審査結果です。表の下から2行目に記載のとおり、600点満点中466点、得点率が77.7%となり、通過しております。

項番4、今後の予定です。令和8年4月からの事業運営開始となります。

説明は以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なし、はい。

ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、放課後子供教室の実施時間の延長校の拡大について、放課後対策担当課長、報告願います。

放課後対策担当課長。

○別府芳隆 放課後対策担当課長 教育委員会の3、放課後子供教室の実施時間延長校の拡大

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

についてご説明をいたします。資料6をご覧ください。

初めに、項番1、概要でございます。保護者の方から時間延長についてのご要望をいただく中、各小学校周辺のこどもクラブの需要及び整備状況を考慮し、来年度4月より新たに5校で放課後子供教室の終了時間を18時まで延長します。

なお、現在、小学校全19校中17校で放課後子供教室を実施しておりますが、資料最下段の参考に記載のとおり、既に5校において実施時間を延長しております。

次に、項番2、実施校でございますが、表記の根岸、黒門、蔵前、東浅草、金竜の5校となります。

次に、項番3、選定理由でございます。令和7年4月時点で、通学区域内に利用希望が多いこどもクラブが存在する、または通学区域内にこどもクラブが存在していないことなど、資料記載の3点でございます。

最後に、項番4、今後の予定です。本委員会終了後、保護者周知を図ってまいります。

ご説明は以上になります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 選択肢が増えることはすばらしいなと思うんですけども、改めて児童館と放課後子供教室のすみ分けだったり、違いだったり、区としての方向性があれば教えていただきたいです。

○委員長 放課後対策担当課長。

○別府芳隆 放課後対策担当課長 ご質問の児童館と放課後子供教室の主に施設、事業の意義といいますか、目的でございますが、児童館につきましては0歳から18歳までのお子さんについて、遊びを通じて情操育成ですか、または児童館自体が地域の子育て支援の拠点となってございます。幅広くお子さんたちを受け入れているという状況でございます。

放課後子供教室につきましては、当該の小学校において様々なプログラムを実施することで、体験、経験を得ることができる事業と認識をしてございます。それぞれ幅広く受けている児童館と、または放課後子供教室のように当該小学校でのプログラム実施と、また目的が違うという施設だと考えております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ご説明ありがとうございます。

そうですね、それぞれ違いがあって、それを児童や保護者の方が選択されているとは思うんですけども、最近児童館の職員さんからお聞きするのが、昨年度と比べて今年度、利用人数がかなり減ってしまっているというところで、いろいろな理由があるとは思うんですけども、放課後子供教室のいわゆる工作内容と、児童館の工作内容が結構被っていることが多かったという話も聞いております。今まで児童館でかなり人気だった工作が、最近ではちょっとやりたいと要望される子供が少ないということもお聞きしています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その一方で、児童館と放課後子供教室のいわゆる連携だったりとか協議というのはされてい るのか、教えてください。

○委員長 放課後対策担当課長。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 今、委員ご指摘の児童館の利用者数が減っているということについては、6年度の時点でコロナ前の児童館の来館者数に戻っているというふうに認識しています。ですので、一旦コロナで利用者数が減りましたが、コロナ前に戻っていると、6年度の時点ですね、考えております。7年度については、直近の状況を委員、伺ったのかなというところもあるんですが、年度全体としてどういった推移になるかというのは、この後、年度を締めて、状況によるとは思いますが、今の時点で我々としては児童館の利用者数が減っているという認識はないところです。

連携ということなんですが、放課後子供教室では、毎月の定例会だったり、あとは来年度、本年度の運営の課題ですか、来年度に向けてこうしたほうがいいんじゃないかというような協議体を学校、あるいはPTAの方等に入っています。あと運営事業者と我々のほうと入って運営している場がありますが、そこに全児童館ではないにしても、対象の児童館が入って、情報連携等をしている会議体がございます。そういうところでコミュニケーションを取りながら、実際に児童館と放課後子供教室で、例えばこんな合同行事ができたらいねとか、そういうアイデアなどの交換もさせていただいているところでございます。ですので、そういう場を通じて、そこだけではないですが、通じて合同事業ですか、児童館の方向性、放課後子供教室の方向性とか、意見を交換しているところでございます。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

今年度の利用人数に関してだったので、ごめんなさい、失礼いたしました。先ほどのいわゆるお互いに足りないところを補いながら、一緒に協力して子供たちを見守れるように、引き続きお願いいいたしたいと思います。要望で終わります。以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 報告ありがとうございます。

放課後子供教室の実施時間の延長校の拡大ということで、大変助かります。私は以前に一般質問でもさせていただいた放課後子供教室なんですけれども、地域の方によく聞かれるのが、田原小について、田原小に通っている子が放課後子供教室に通えない相談というのをされているんですけども、大規模改修の予定が令和12年度までにということで、先日区民文教でも報告がありましたけれども、改修内容に関しての未定ということなので仕方ないことなんですが、金曾木小は改修して9年度から放課後教室も行うということでいいんですけども、田原小の子供にはこどもクラブとか、児童館とかにも加えて、ほかにもご案内をしている内容とかを教えていただけますでしょうか。

○委員長 放課後対策担当課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎別府芳隆 放課後対策担当課長 委員ご指摘のとおり、田原小学校につきましてはホームページ上でも今未定ということでお知らせをしているところでございます。田原小学校の保護者の皆様について、我々で居場所としてご案内するとすれば、こどもクラブ、それから近くにありますのが寿児童館内こどもクラブが第1と第2がございます。それから、寿児童館自体のご利用ですね、もしくは一般利用等ランドセル来館等をご案内しております。また、ファミリー・サポート・センターですかベビーシッターの活用などもご検討いただくことになるかと思います。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

どうしても田原小だけがないから困るという意見が以前からありますということだけはこちらでお伝えしておきますが、改修も未定のままで、地域の方が不安に思うことも多々あると思いますので、引き続きの区の支援をお願いしたいと、こちらは要望でお伝えしておきます。以上です。

○委員長 ほか、よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

---

○委員長 案件第6、子育て及び若者支援について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 おはかりいたします。

案件第6、子育て及び若者支援については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

---

○委員長 これをもちまして、子育て・若者支援特別委員会を閉会いたします。

午後 0時00分閉会